

改正 平成29年11月22日 原規放発第17112214号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について（原規監発第121105001号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月22日

## 原子力規制委員会

原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等についての一部改正について

原子力規制委員会は、原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等についてを別添新旧対照表のように改める。

### 附 則

この規程は、平成29年11月22日から施行する。この規程による改正後の「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」は、施行日後に行う委員等の任命及びこれに係る自己申告から適用し、また、この改正の施行の際現に任命されている委員等に係る自己申告については、平成30年度分から適用する。

(別添)

原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について(原規監発第 121105001 号(平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定))

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>原子力規制委員会が<u>放射線審議会の委員等</u>の任命を行うに<u>当たって</u>の透明性・中立性を確保するための要件等について</p> <p>1. 目的</p> <p>放射線審議会は、放射線の有害な影響から人と環境を守り、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その<u>委員及び専門委員</u> <u>(以下「委員等」という。)</u> の任命に<u>当たって</u>の要件等を定める。</p> <p>2. <u>放射線審議会の委員等の要件</u></p> <p><u>放射線審議会の委員等は、放射線障害防止に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等するに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。</u></p> <p><u>なお、この場合については、その事由を公表する。</u></p>	<p>原子力規制委員会が<u>放射線審議会委員</u>の任命を行うに<u>あたって</u>の透明性・中立性を確保するための要件等について</p> <p>1. 目的</p> <p>放射線審議会は、放射線の有害な影響から人と環境を守り、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その<u>委員</u>の任命に<u>あたって</u>の要件等を定める。</p> <p>2. <u>放射線審議会委員の要件</u></p> <p><u>放射線審議会委員は、放射線障害防止に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、候補者の選定にあたっては、以下を欠格要件とする。</u></p>

<p>① <u>原子力事業者（原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）をいう。以下同じ。）の役員又は従業者である者</u></p> <p>② <u>原子力事業者の子会社の役員又は従業者である者</u></p> <p>③ <u>原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）の役員又は従業者である者</u></p> <p>④ <u>原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社をいう。）の役員又は従業者である者</u></p> <p>⑤ <u>任命前の3年間（3.の自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、①から④までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）</u></p> <p>（削る）</p> <p>3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項</p> <p><u>放射線審議会の委員等</u>として任命するときは、当該候補者に別添1に従い、2.の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求</p>	<p>① <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年律第156号）第2条第三号で規定される原子力事業者又はその団体（以下「原災法対象事業者等」という。）の役員又は従業者である者</u></p> <p>② <u>任命前直近3年間に、原災法対象事業者等の役員又は従業者であった者</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>※ 「役員又は従業者」には、<u>研究等を主たる業務とし、当該原子力事業の運営又は管理に直接関与しない者は含まない。</u></p> <p>3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項</p> <p><u>放射線審議会委員</u>として任命するときは、当該候補者に別添1に従い、2.の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、</p>
---	---

<p>め、その任命後、その情報を公開する。当該任命された者が次年度以降も引き続き在任するときも、同様とする。</p>	<p>その任命後、その情報を公開する。</p>
<p>① 任命前の3年間において、同一の原子力事業者等（2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいう。以下同じ。）から1年度あたり50万円以上の報酬等を受領している場合は、その旨及びその支払者</p>	<p>・任命前直近3年間に、同一の原災法対象事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について</p>
<p>② 任命前の3年間において、個人の研究又は所属する研究室等に対し、原子力事業者等から寄附等を受けている場合は、その旨並びにその提供者及び金額</p>	<p>・任命前直近3年間に、個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等からの寄附等の有無について（その提供者及び金額も記載のこと。）</p>
<p>(削る)</p>	<p>4. 自己申告情報の申告対象期間 原則、申告日の前年度の3月31日を起算日として3年前から申告日までを自己申告の対象期間とする。</p>
<p>(別添1)</p>	<p>(別添1)</p>
<p>原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書</p>	<p>原子力規制委員会が、放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書</p>
<p>申告日： 年 月 日</p>	<p>申告日：平成 年 月 日</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透</p>	<p>「原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・</p>

<p>明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について</p> <p>&lt;欠格要件について&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2.①から⑤までのいずれにも該当しません。</p> <p>&lt;報酬等の受領の有無等について&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> (A) 「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3.①及び②のいずれにも該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/> (B) 「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3.①又は②のいずれかに該当します。</p> <p>(備考)</p> <p>1. <u>上記の該当する□にチェックしてください。</u></p> <p>2. <u>(B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。</u></p> <p>3. <u>申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。</u></p>	<p>中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について</p> <p>(新設)</p> <p>私の原子力分野における活動は「原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2.①及び②に該当しないことを申告します。</p> <p>(新設)</p> <p>(備考)</p> <p>(新設)</p> <p>1. <u>様式1についてもご記入の上、提出ください。</u></p> <p>(新設)</p>
---	--

4. 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報（3により追加提出されたものを含む。）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。

5. なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。

(様式1)

申告日： 年 月 日

原子力事業者等からの報酬等に関する申告

① 任命前の3年間※1における同一の原子力事業者等※2からの1年度あたり50万円以上の報酬等※3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有		年度
<input type="checkbox"/> 無		

※1：「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び

2. 様式1に記載された事項は公開の対象とします。原災法対象事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。

(新設)

(様式1)

申告日：平成 年 月 日

原災法対象事業者等に関する活動概要等

1. 任命前直近3年間における同一の原災法対象事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有		平成 年度
<input type="checkbox"/> 無		

(新設)

当該申告年度の申告日までの期間をいいます。

※2：「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2.①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいいます。

※3：「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人が受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

②-1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附※4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名※5	用途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年 度			

(削る)

②-2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究※6の有無について

該当の	原子力	実施年	契約形	研究テ	用途	金額
-----	-----	-----	-----	-----	----	----

(新設)

(新設)

2 任命前直近3年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等からの寄附の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名	用途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		平成 年 度			

※申告者以外の研究室等所属者個人の研究充ての奨学寄付金は対象外です。

3 任命前直近3年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等からの委託・請負事業、共同研究の有無について

該当の	原災法	実施年	契約形	研究テ	用途	金額
-----	-----	-----	-----	-----	----	----

有無	事業者等の名称	度	態	一マ名 ※5		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			

有無	対象事業者等の名称	度	態	一マ名		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		平成年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			

※4：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。

※5：「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告してください。その場合は、当該理由を公表します。

※6：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(略)

(移動)

(新設)

※国の研究の一部として行われる研究事業は対象外です。

(略)